

役員報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人夢職人（以下「当法人」という。）の役員（以下「役員」という。）に対する役員報酬に関する事項を定めることを目的とする。

2 本規程の運用については、理事会が主管し、その責任を負う。

（報酬等の支給）

第2条 役員には、その勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

（1）常勤の役員 報酬及び役職手当

（2）非常勤の役員 報酬及び役職手当の双方を支給しない

（報酬の支払方法）

第3条 役員の報酬は、その全額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額からその金額を控除して支払うものとする。

2 役員が同意した場合には、報酬の全額又は一部を当該役員が指定する金融機関の本人名義口座へ振り込むことにより支払うことができる。

（支払明細書の交付）

第4条 報酬の支払にあたっては、報酬の金額、報酬からの控除費目別金額等を記載した支払明細書を交付する。

（報酬・手当）

第5条 役員の報酬は、理事会が毎年度ごとに定める役員報酬算定表に基づき、総会で決定する。

2 各役員の受ける報酬は、月額とする。

3 各役員の受ける報酬は、その業務の複雑、困難及び責任の度を考慮したものでなければならない。

4 各役員の受ける報酬は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等を考慮したものでなければならない。

5 各役員は、別表1の通り、役職手当を支給する。

（役員報酬の計算期間及び支給日）

第6条 役員の報酬及び役職手当は、月の1日から末日までを一役員報酬計算期間（以下「計算期間」という。）とし、月の末日をもって締め切る。

2 役員の報酬及び役職手当は、毎月10日に支払う。ただし、支払日が銀行その他の金融機関の休日にあたる場合は、支払日前の最も近い休日でない日とする。

（日割計算方法）

第7条 役員が、計算期間の途中において、選任又は辞任及び死亡退任したとき、もしくは報酬の金額に変更があったときは、1ヶ月を30日とする日割計算により起算日から計算した額を支払う。

2 前項における起算日は、総会での議決日とする。

(端数の処理)

第8条 この規程により計算した金額に1円未満の端数があるときはその金額を切捨てるものとする。

(補助規定)

第9条 本規程に定めのない事項については、理事会がこれを決する。

- 2 本規程の改廃は理事会の議決に基づく。
- 3 本規程は理事会の議決により成立し、発効する。

(別表1)

	代表権のある役員	常勤の役員
役職手当	報酬の月額 × 10%	報酬の月額 × 5%

本規程は、2014年3月5日の理事会の議決において承認され、同日発効した。

本規程は、2014年8月30日の理事会の議決において改正され、2014年12月6日に発効した。

給与規程

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人夢職人（以下「当法人」という。）の常勤の職員（以下「職員」という。）に対する給与に関する事項を定めることを目的とする。

2 当法人に常時勤務しない職員については、常勤の職員との均衡を考慮し、別に定めるところにより給与を支給する。

3 本規程の運用については、理事会が主管し、その責任を負う。

（給与の種類）

第2条 職員の給与は、基本給、諸手当及び賞与とする。

2 諸手当に関する規定は別に定める。

（給与の支払）

第3条 職員の給与は、その全額を通貨で、直接職員に支払うものとする。ただし、法令に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の金額からその金額を控除して支払うものとする。

2 職員が同意した場合には、給与の全額又は一部を当該職員が指定する金融機関の本人名義口座へ振り込むことにより支払うことができる。

（給与明細書の交付）

第4条 給与の支払にあたっては、給与の種類別金額、給与からの控除費目別金額等を記載した給与支払明細書を交付する。

（基本給）

第5条 基本給は、理事会が別に定める一月の勤務日時数（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬とする。

2 各職員の受ける基本給は、職員給与算定表に基づき、理事会が決定する。

3 各職員の受ける基本給は、月額とする。

4 各職員の受ける基本給は、その勤務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。

5 各職員の受ける基本給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等を考慮したものでなければならない。

（基本給の計算期間及び支給日）

第6条 職員の基本給は、月の1日から末日までを一基本給計算期間（以下「基本給計算期間」という。）とし、月の末日をもって締め切る。

2 職員の基本給は、毎月10日に支払う。ただし、支払日が銀行その他の金融機関の休日にあたる時は、支払日前の最も近い休日でない日とする。

(日割計算方法)

第7条 職員が、基本給計算期間の中途において、採用、退職または解雇されたとき、もしくは基本給の額に変更があったときは、日割計算により支払う。

2 日割計算とは、(給与計算期間の勤務日時数/正規の勤務時間)による計算を言う。

(基本給の減額)

第8条 職員が欠勤したときは、その欠勤につき日割計算により算出した基本給の額を減額して基本給を支払う。

(退職、解雇に伴う基本給の支払)

第9条 職員が退職及び解雇されたときは、当該職員の請求があった場合は、請求の日から7日以内に基本給を支払う。

(死亡退職に伴う基本給支払の特例)

第10条 職員が死亡により退職したときは、退職した日の属する基本給計算期間のすべてを勤務したものとみなして基本給を支払う。

2 職員が死亡した場合における当該職員の給与は、当該職員の遺産相続人に支払う。

3 前項の遺産相続人に同一順位の者が2名以上あるときは、その人数によって等分して支払う。

(賞与)

第11条 賞与は当法人の業績に応じ、年1回支給する。

2 各職員の受ける賞与は、職員給与算定表に基づき、理事会が決定する。

(賞与の計算期間及び支給日)

第12条 職員の賞与は、前年8月1日から翌年7月31日までを一賞与計算期間(以下「賞与計算期間」という。)とし、毎年7月31日をもって締め切る。

2 職員の賞与の支給日は、9月20日とする。ただし、支払日が銀行その他の金融機関の休日にあたるときは、支払日前の最も近い休日でない日とする。

(賞与の支払対象者)

第13条 賞与は賞与算定期間末日現在において勤続1年以上で、かつ支給日現在に在籍する職員に支給する。

(補助規定)

第14条 本規程に定めのない事項については、理事会がこれを決する。

2 本規程の改廃は理事会の議決に基づく。

3 本規程は理事会の議決により成立し、発効する。

本規程は、2013年6月7日の理事会の議決において承認され、同日発効した。

**特定非営利活動法人夢職人
役員報酬算定表**

作成日：平成30年4月24日

該当期間：平成30年11月1日～平成31年10月31日

役員年齢	勤続年齢					
	0年	1～2年	3～4年	5～9年	10～14年	15～19年
20(歳)	2,422,530	3,112,098	3,286,734			
21	2,504,700	3,171,784	3,359,642			
22	2,586,870	3,231,470	3,432,550			
23	2,669,040	3,291,156	3,505,458			
24	2,751,210	3,350,842	3,578,366			
25	2,911,458	3,350,908	3,618,538	3,528,536		
26	2,954,534	3,440,404	3,707,814	3,638,558		
27	2,997,610	3,529,900	3,797,090	3,748,580		
28	3,040,686	3,619,396	3,886,366	3,858,602		
29	3,083,762	3,708,892	3,975,642	3,968,624		
30	3,278,946	4,069,560	4,235,946	4,099,986	4,301,506	
31	3,245,968	4,023,470	4,239,708	4,199,338	4,505,248	
32	3,212,990	3,977,380	4,243,470	4,298,690	4,598,990	
33	3,180,012	3,931,290	4,247,232	4,398,042	4,692,732	
34	3,147,034	3,885,200	4,250,994	4,497,394	4,786,474	
35	2,961,244	3,668,566	4,086,236	4,849,834	4,840,704	3,952,542
36	3,004,672	3,707,748	4,174,258	4,822,642	5,009,202	4,239,576
37	3,048,100	3,746,930	4,262,280	4,795,450	5,067,700	4,526,610
38	3,091,528	3,786,112	4,350,302	4,768,258	5,236,198	4,813,644
39	3,134,956	3,825,294	4,438,324	4,741,066	5,294,696	5,100,678
40	3,284,556	3,904,648	4,619,318	4,496,998	5,665,066	5,889,312
41	3,274,898	3,923,744	4,660,854	4,578,244	5,622,628	5,925,546
42	3,265,240	3,942,840	4,702,390	4,659,490	5,580,190	5,961,780
43	3,255,582	3,961,936	4,743,926	4,740,736	5,537,752	5,998,014
44	3,245,924	3,981,032	4,785,462	4,821,982	5,495,314	6,034,248

(円)

**特定非営利活動法人夢職人
職員給与算定表**

作成日：平成30年4月24日

該当期間：平成30年11月1日～平成31年10月31日

職員年齢	勤続年齢					
	0年	1～2年	3～4年	5～9年	10～14年	15～19年
20(歳)	2,202,300	2,829,180	2,987,940			
21	2,277,000	2,883,440	3,054,220			
22	2,351,700	2,937,700	3,120,500			
23	2,426,400	2,991,960	3,186,780			
24	2,501,100	3,046,220	3,253,060			
25	2,646,780	3,046,280	3,289,580	3,207,760		
26	2,685,940	3,127,640	3,370,740	3,307,780		
27	2,725,100	3,209,000	3,451,900	3,407,800		
28	2,764,260	3,290,360	3,533,060	3,507,820		
29	2,803,420	3,371,720	3,614,220	3,607,840		
30	2,980,860	3,699,600	3,850,860	3,727,260	3,910,460	
31	2,950,880	3,657,700	3,854,280	3,817,580	4,095,680	
32	2,920,900	3,615,800	3,857,700	3,907,900	4,180,900	
33	2,890,920	3,573,900	3,861,120	3,998,220	4,266,120	
34	2,860,940	3,532,000	3,864,540	4,088,540	4,351,340	
35	2,692,040	3,335,060	3,714,760	4,408,940	4,400,640	3,593,220
36	2,731,520	3,370,680	3,794,780	4,384,220	4,553,820	3,854,160
37	2,771,000	3,406,300	3,874,800	4,359,500	4,607,000	4,115,100
38	2,810,480	3,441,920	3,954,820	4,334,780	4,760,180	4,376,040
39	2,849,960	3,477,540	4,034,840	4,310,060	4,813,360	4,636,980
40	2,985,960	3,549,680	4,199,380	4,088,180	5,150,060	5,353,920
41	2,977,180	3,567,040	4,237,140	4,162,040	5,111,480	5,386,860
42	2,968,400	3,584,400	4,274,900	4,235,900	5,072,900	5,419,800
43	2,959,620	3,601,760	4,312,660	4,309,760	5,034,320	5,452,740
44	2,950,840	3,619,120	4,350,420	4,383,620	4,995,740	5,485,680

(円)

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 夢職人	事業年度	平成30年11月1日 ～令和1年10月31日
-----	---------------	------	---------------------------

1 資金に関する事項〔①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項〕

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
正会員受取会費	440,000円
賛助会員受取会費	252,000円
活動会員受取会費	1,421,400円
受取寄附金	1,402,820円
社会教育に関する企画・運営及びそれを支援する事業	32,373,903円
社会教育に関する人材の交流及び育成を図る事業	1,134,000円
社会教育を推進するために必要な普及啓発及び調査研究事業	438,463円
受取利息	59円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	37,462,645円

(2) 借入金の明細

借入先	金額
該当なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

該当なし

認定基準等チェック表 (第3表)

(初業)

法人名	特定非営利活動法人 夢職人	チェック欄
-----	---------------	-------

<p>3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 役員総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること</p> <p>(1) 役員及びその親族等</p> <p>(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等</p> <p>ロ 各社員の表決権が平等であること</p> <p>ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること</p> <p>ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと</p>	<input checked="" type="checkbox"/>
---	-------------------------------------

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉓	平成30年11月1日 ~ 令和1年10月31日	5人	0人	0%	0人	0%
㉔	年月日~年月日	人	人	%	人	%
㉕	年月日~年月日	人	人	%	人	%
㉖	年月日~年月日	人	人	%	人	%
㉗	年月日~年月日	人	人	%	人	%
㉘	年月日~年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい
	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表 (第3表) は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 夢職人	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		5人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳										
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況						就任・退任年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	
岩切 準		理事長		○						平成 20 年 4 月 25 日就任
横山 優		副理事長		○						平成 26 年 12 月 6 日就任
山田 友紀子		副理事長		○						平成 24 年 12 月 1 日就任
本多 雄一		理事		○						平成 27 年 12 月 18 日就任
慶野 誠		監事		○						平成 20 年 4 月 25 日就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 夢職人		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
振替伝票	会計ソフト (会計王) 使用 ルーズリーフ	随時	9年
仕訳日記帳	会計ソフト (会計王) 使用 ルーズリーフ	随時	9年
総勘定元帳	会計ソフト (会計王) 使用 ルーズリーフ	随時	9年
給与台帳	エクセル使用 ルーズリーフ	月1回	9年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 夢職人	チェック欄					
<p>4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと</p> <p>ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと</p> <p>ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること</p> <p>ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること</p>		<input checked="" type="checkbox"/>					
イ							
項 目	a	b	c	d	e	f	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ							
項 目	a	b	c	d	e	f	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表(第4表(次葉))」(ハ及びニ)の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人 夢職人	チェック欄				
<p>5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること</p> <p>イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等</p> <p>ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類</p> <p>ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類</p> <p>ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類</p>		<input checked="" type="checkbox"/>				
<p>次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。</p> <p>※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。</p>		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2">同意</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <input checked="" type="radio"/> する </td> <td style="text-align: center;"> <input type="radio"/> しない </td> </tr> </table>	同意		<input checked="" type="radio"/> する	<input type="radio"/> しない
同意						
<input checked="" type="radio"/> する	<input type="radio"/> しない					
イ	<p>① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面)</p> <p>② 役員名簿</p> <p>③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)</p>					
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類					
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類					
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程					
ホ	<p>次の事項を記載した書類</p> <p>① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項</p> <p>② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項</p> <p>③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 <p>④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日</p> <p>⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項</p> <p>⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日</p> <p>⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日</p>					
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し					

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人 夢職人
-----	---------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること						チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと							チェック欄
							✓
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無							
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時	
有・ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。							

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること				チェック欄
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日	

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 夢職人	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		<input checked="" type="checkbox"/>

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	-----------------------------------	--

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---------------------------	--

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---	--

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ